

静岡県告示第212号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の別表の第1号の規定に基づき知事が指定する区域（平成9年静岡県告示第344号の6）の一部を次のように改正する。

平成30年3月30日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年/厚生/建設/省告示第1号）の別表の第1号の規定に基づき、知事が指定する区域を次のとおり定める。 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定に基づく指定地域及び同法第4条第1項の規定に基づく騒音の規制基準（平成9年静岡県告示第344号の5）により指定された地域並びに同法第3条第1項及び静岡県事務処理の特例に関する条例（平成11年静岡県条例第56号）別表第1の20の2の項（1）の規定に基づき町長が指定した地域のうち、次に掲げる区域 1～4 （略）	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年/厚生/建設/省告示第1号）の別表の第1号の規定に基づき、知事が指定する区域を次のとおり定める。 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項及び静岡県事務処理の特例に関する条例（平成11年静岡県条例第56号）別表第1の20の2の項（1）の規定に基づき町長が指定した地域のうち、次に掲げる区域 1～4 （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。